

女性の職業選択に資する情報の公表

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）第20条の規定に基づき、国立印刷局の就業状況に関する情報を以下のとおり公表する。

項目		状況
1	採用した全職員に占める女性職員の割合	39%
2	全職員に占める女性職員の割合	24%
3	男女の平均勤続年数の差異	男性：25年 女性：21年
4	男女別の育児休業取得率	男性：76% 女性：100%
5	全職員の一か月当たりの平均残業時間数	13時間
6	年次有給休暇の取得率	79%
7	管理的地位にある女性職員の割合	3.7%
8	製造を担う工場の監督的地位にある女性職員の割合	7.6%
9	男女の賃金の差異（全ての労働者）	88.7%
	うち正規雇用労働者	86.2%
	うち非正規雇用労働者	91.4%

- ※1 各項目における基準日等は以下のとおり  
項目1. 4. 5：令和4年4月～令和5年3月  
項目2. 3. 7. 8：令和5年4月1日  
項目6：令和4年1月～令和4年12月  
項目9：令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
- ※2 項目2. 5. 6は再任用又は暫定再任用を含む。
- ※3 項目3は職員のうち期間の定めのない労働契約を締結している職員を対象として集計した。

- ※4 項目4は「育児休業取得者数」／「新たに育児休業が取得可能になった人数」
- ※5 項目5は労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者を除く。
- ※6 項目6は当該年に新たに付与された年次有給休暇日数に対する取得率
- ※7 項目7の「管理的地位」とは、第5次男女共同参画基本計画における成果目標に揚げられた独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職（一般職の国家公務員の本省課室長相当職に準ずる職位を想定）をいい、国立印刷局の工場における部長相当職以上をいう。
- ※8 項目8の「監督的地位」とは、国立印刷局の工場における課長相当職及び係長相当職をいう。
- ※9 項目9は男性の賃金に対する女性の賃金の割合であり、算出に当たっては次のとおりとした。  
賃金：退職手当、通勤手当等を除く。  
正規雇用労働者：常勤職員（任期付職員及び再任用職員（フルタイム）を除く。）  
非正規雇用労働者：任期付職員、再任用職員（フルタイム）、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員  
なお、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員については、正規雇用労働者の所定労働時間（1日7時間45分）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。